

# 労務 ROAD

## ■ 新年度チェックリスト

いよいよ新年度がスタートします。以下に新年度に行う業務のチェックポイントをご紹介しますので、この機会にチェックをされてはいかがでしょうか。

新入社員	・ 新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢	・ 40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始、 ・ 64歳：4/1現在で64歳以上の方は雇用保険料がかかりません ・ 65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・ 通勤経路の確認 ・ マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認
従業員の家族	・ 従業員の扶養親族の状況確認（就学・就職）、家族手当の見直し ・ 従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。
その他	・ 従業員の緊急連絡先や保証人の見直し（特に単身者の方） ・ 中退共の掛け金の見直し ・ 外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認

## ■ 労災保険の特別加入をご存知ですか？

労災保険は、労働者の業務・通勤による災害に対し保険給付を行う制度ですが、一定の要件を満たす中小企業主等は労災保険への「特別加入」が認められています。

### ● 特別加入できる中小事業主等とは？

① 以下の表に定める数の労働者を常時使用する事業主

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売	50人以下
卸売・サービス	100人以下
上記以外	300人以下

② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者等）

### ● 年間保険料は以下のように計算されます。

「保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）×それぞれの事業による保険料率」

※ 給付基礎日額：労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、3,500円～25,000円の範囲で申請し、労働局長が決定します。

### ● 補償の範囲

① 業務災害：一定の要件あり

就業中の災害であって、特別加入申請した事業のために行われる場合等

② 通勤災害：一般労働者の場合と同様

### ● 保険給付・特別支給金

療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等の所定の保険給付 + 特別支給金

【厚生労働省「特別加入制度のしおり」より】

VOL.637  
(1904-1)



## 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野

社長が入れる  
労災保険のことなら

## 「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

弊所代表がここ数ヶ月毎月の様に東京へ出張へ行き、4月から創設される、外国人の在留資格「特定技能」について勉強中です！外国人の方が働ける分野が広がりますので、新たに外国人の雇用を検討されている、介護・飲食業等のお客様はぜひご相談ください  
^^ (君野)

SNSでもお役立ち情報  
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所

Instagram: @ksj\_koumoto

Twitter: @ksj\_koumoto